

COP13・COP/MOP3(パリ)報告

森林減少、適応について

NGO報告会 パリ会議の結果について 食糧会館
2008年1月23日
WWFジャパン 気候変動オフィサー
小西雅子



「パリ行動計画」の中に、
次期枠組みの中で取り組む項目として入った
「技術移転、適応、森林減少」

背景：

□ 途上国の強い不満と危機感

途上国が強く望む技術移転や適応の議論が、今まで十分進んでいない。2013年以降の枠組みを議論する中で、優先度が下げられる恐れ。

□ 途上国の強い要望で、「技術移転、適応、森林減少」が、2013年以降の次期枠組み議論の中に入った。

重要！次期枠組みで取り組むことが確定された。





森林減少について



途上国における森林減少の実態



- 主な原因は、焼畑、森林火災、農地開発、違法伐採を含む不適切な伐採など
- 森林が破壊されることによるCO₂の排出量は、世界全体の排出量の20%～25%を占める
- 途上国側が、森林減少を防止する活動を、気候変動の国際条約のもとで、先進国の支援に基く対策として扱うように求めている

August 11, 2002

ブラジル中西部 マトグロソ



森林減少 これまでの流れ

2001年 COP7 マラケシュ合意	「新規植林と再植林」に限って、基準年排出量の1%までという条件で、CDMの事業として認めることが決定 森林減少は認められなかった。
2005年 5月	パプアニューギニア(PNG)森林減少防止活動を議題とするよう要請
2005年 COP11 モントリオール	森林減少防止活動が正式議題
2006年 9月	ローマワークショップで意見交換(PNG提案、ブラジル提案など)
2006年 COP12 ナイロビ	今後の議論の道筋をプロセス化



検討課題

1. 技術的、方法論的事項
 - 参照ラインの設定方法、リーケージと対象規模、永続性、計測・モニタリング・検証、森林劣化の取り扱い
2. 政策論的事項
 - メカニズム：市場メカニズム(クレジット方式)か、基金方式か、併用か
 - 京都議定書の目標達成との関係：先進国の排出削減義務と関連付けるか、上乘せするか





今回のCOP13での結果

1. 森林減少、劣化に由来する排出を削減するための政策手法やポジティブインセンティブについて引き続き検討する
2. 実証活動や途上国のキャパビルをサポート
 - 特にパイロットプロジェクトの実施を奨励、その際に、森林に依存して生活している現地コミュニティのニーズに注目して、森林減少の要因を挙げる
3. 「バリ行動計画」と、京都議定書のもと先進国の次期枠組みにおける削減約束について検討する「AWG」において、検討に着手することに合意



NGO側から見た森林減少防止活動の意義

- 世界の排出4分の一を占める森林減少をくいとめるのは、平均気温の上昇を2度未満におさえるために不可欠
- 途上国が、次期枠組みにおいて、削減努力を行う強いインセンティブ
- 緩和の削減クレジット市場と連動すると、本来進むべき化石燃料からの排出削減へ逆効果になってしまう。政策的方法論は、議論を尽くすことが大切。





世銀森林パートナーシップ基金 Forest Carbon Partner Facility, FCPF)

- 今回、世銀は、FCPFの開始を表明、来年から本格的に着手。
- 各国資金提供を約束(日,豪:\$10mil.(11億円)独:\$59mil.など)
- 仕組み
 - 排出削減量に応じた支払い
 - 準備基金(Readiness Fund):キャバビル
 - 炭素基金(Carbon Fund):パイロットプロジェクト
パイロット国において「参照シナリオ」を選定、モニタリングを経て、「参照シナリオ」から削減された分だけ基金から支払い
- 国連交渉の枠外だが、プレーヤーは同じ。実質的にパイロットプロジェクトとなる。



適応について

1. 適応基金

適応基金(adaptation fund)の運営主体がどこになるのか

2. ナイロビ作業計画

適応のための5ヵ年作業計画の中身について





適応基金 (Adaptation Fund) とは

- 2001年 マラケシュ合意で京都議定書の下に作られた
適応のための基金
- クリーン開発メカニズム (CDM) 事業からの収益の一部
(2%)を主な資金源とする
- 2007年暮に、資金は 37 mil.Euro (60億円)
CDM市場の活発化に伴い、今後急速に増えて、2008
年～2012年第一約束期間中には、80 mil.~300 mil.
Euro (130億～500億円)が見込まれている



適応基金の主要争点 運営機関をどこにするか

- 問題背景
 - 適応基金の運営主体についての意見の相違
 - 先進国はGEF (地球環境ファシリティ) が適切と判断
 - 途上国はGEFは、世銀の影響も強く、先進国の意向に沿いがちで、手続きも複雑なので不適切という意見
 - 途上国側にとっては、この基金は自分たちのファンドであるという意識が強い

原則 / 様式 /
ガバナンス構造

運営主体
?





今回の決定

途上国側の意思が重視される運営を確保

- 運営主体として「適応基金理事会」設置
 - COPMOPの権限とガイダンスの下で運用される
 - “supervise”か、“manage”かで大議論 両方が入った
- 事務局として「GEF」、受託機関として「世銀」が任命
 - ただし暫定的で3年ごとにレビュー
- 適応基金理事会メンバーは、途上国重視
 - 国連5地域から2人ずつ、島嶼国から1人、低開発途上国1人、附属書1国から2人、非附属書1国から2人の合計16人
 - 意思決定は、**一国一票制** 2/3の多数決



ナイロビ作業計画 適応に関する5カ年作業計画

2004年 COP10	「適応策と対応措置に関するプエノスアイレス作業計画」採択 「気候変動の影響、脆弱性及び適用に関する5カ年作業計画」
2006年 COP12	「気候変動に関する影響、脆弱性及び適応についてのナイロビ作業計画」として採択 <ul style="list-style-type: none"> ● 5カ年計画の最初の2年の計画内容に合意 (方法論とツール、データと観測、適応計画と実践例、経済多様化など)
2007年 COP13	今回の決定 <ul style="list-style-type: none"> ● 作業計画の進捗状況確認、次回はSBSTA28(2008年6月)にて確認 ● 専門家グループの設置についての議論は、SBSTA29 (2008年12月) に先送り

□ 専門家グループの設置について

- 途上国側は、早く実質的な活動・支援に結びついてほしいため、設置を主張
- 日、米、豪など先進国側は、資金面や効率性で設置には反対



NGO側から見た評価

- マラケシュ合意(2001年)で設置されて以来、7年かかって、やっと適応基金が始動に向けて動き出したことは、バリの大きな成果
- バリ行動計画の中に、適応の項目が入り、次期枠組みの中で取組の重要性が確定したことは大きな前進
- しかし、脆弱な途上国はすでに悪影響に苦しめられている。適応計画を早く進めていくことが急務
- 適応にかかるコストは、490～1710億ドル(56兆～197兆円)にも達するとUNFCCC事務局は試算。一方、第一約束期間中に見込まれる適応基金は、130億～500億円。必要な額の桁が違う。他の資金源の確保が必須

